【カ．老人ホーム等の部分】（　　）（　　）（　　）
【ヨ．従前ロ～ヲであった部分のうち地域再生法の特例により引き続き不算入となる部分】
（　　）（　　）（　　）
従前の部分：
□地階の住宅又は老人ホーム等の部分（　　）
□エレベーターの昇降路の部分（　　）
□共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分（　　）
□認定機械室等の部分（　　）　□自動車車庫等の部分（　　）
□備蓄倉庫の部分（　　）　□蓄電池の設置部分（　　）
□自家発電設備の設置部分（　　）　□貯水槽の設置部分（　　）
□宅配ボックスの設置部分（　　）□その他の不算入部分（　　）
【タ．延べ面積】
【レ．容積率】

【11．建築物の数】
【イ．申請に係る建築物の数】
【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【12．工事着手予定年月】　　年　　月

【13．工事完了予定年月】　　年　　月

【14．その他必要な事項】

【15．備考】